

水質検査表（1）

法令に基づく水質検査（検査場所：檜原村役場・村特産物直売所）

1/2

No	水質基準項目	基準値	法令上の検査頻度		村検査計画頻度（回/年）		備考
			検査頻度	検査省略頻度	原水	給水栓	
1	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が100以下であること	月1回	月1回	1	12	
2	大腸菌	検出されないこと	月1回	月1回	1	12	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること	年4回	3年に1回	4	4	※
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	1	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
25	ジブromoklorometan	0.1mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	

No	水質基準項目	基準値	法令上の検査頻度		村検査計画頻度(回/年)		備考
			検査頻度	検査省略頻度	原水	給水栓	
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
30	プロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること	年4回	年4回	—	4	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること	年4回	3年に1回	1	1	※北秋川浄水場
			年1回	3年に1回	1	1	※南秋川浄水場
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること	月1回	月1回	1	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること	年4回	3年に1回	1	1	※都民の森は、年1回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
42	ジェオスミン	0.0001mg/ℓ以下であること	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回	1	—	停滞水でない為給水栓では省略
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ以下であること			1	—	停滞水でない為給水栓では省略
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること	年1回	3年に1回	1	1	※
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること	月1回	月1回	1	12	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	月1回	月1回	1	12	
48	味	異常でないこと	月1回	月1回	—	12	
49	臭気	異常でないこと	月1回	月1回	1	12	
50	色度	5度以下であること	月1回	月1回	1	12	
51	濁度	2度以下であること	月1回	月1回	1	12	

※ 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

水質検査表（２）

法令に基づき 1日1回行う水質検査（検査場所：檜原村役場・村特産物直売所）

1/1

No	1日1回行う検査項目	評 価	村検査計画頻度（回/年）	備 考
			給水栓	
1	色	異常でないこと	366	
2	濁り	異常でないこと	366	
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上であること	366	